

試行的面会交流支援申込書

申込者.....（以下、「甲」という）は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）に対して、以下の内容に合意し、試行的面会交流支援を申込みます。

第1条 面会交流の意義

甲は、子どもの成長・発達および人格形成に寄与するため、面会交流の実現に向けて努力することに同意する。

第2条 面会交流支援利用ルールの合意

甲は、びじっとのHP（<http://www.npo-visit.net>）に掲載している「びじっと利用規定」と「面会交流支援利用ルール」の内容を確認了承した上で、これを遵守する。

第3条 びじっとの提供する支援期間

試行的面会交流は最大5回までとする。

面会交流の内容ならびに料金については、各支援内容に準ずる。

試行的面会交流を受けている間で、びじっととの本契約を結ぶかどうかの可否を決定する。

びじっとは、この期間に支援を継続できるかどうかの可否を決定する。

本契約を結ぶ場合は、びじっとHPから『びじっとの利用規定』『面会交流支援ルール』『面会交流支援申込書』の各書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、署名捺印したものを横浜の事務所に郵送すること。

第4条 支援基本ルール

（1）面会交流支援利用ルール

びじっとの面会交流支援ルールは、HPの「面会交流支援利用ルール」に記載されているものをいう。

（2）支援料金

びじっとの面会交流支援料金は、HPの「びじっと利用規定」に記載されているものをいう。

（3）連絡媒体

本支援を行うにあたり、利用者およびびじっとのスタッフとの連絡媒体は主にLINEを利用することとする。

LINEを使用できない場合は、要相談。

(4) カウンセリング

面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、甲は速やかにびじっとに相談し、びじっとが必要と判断した場合は、びじっとと連携する臨床心理士ならびに専門家のカウンセリングを受けるものとする。

第5条 支払方法

甲はびじっとに対し、びじっとが提示した試行的面会交流支援利用料金を振込にて下記指定口座に支払う。振込手数料は甲の負担とする。

なお、甲は、もう一方の親との間で支払分担の取決めがある場合には、その内容を書面でびじっとに提出し、当該支払分担に応じて支払うものとする。

振込先 びじっと ゆうちょ銀行 口座

ゆうちょ銀行からの振込の場合

【記号】10510 【番号】72265691

【口座名】シャ) ビジット・リコントコドモモンダイシエンセンター

他銀行から振込みの場合

【店名】 0五八 (ゼロゴハチ店) 【店番】 058

【預金種目】普通 預金 【口座番号】7226569

平成 年 月 日

申込者 (甲)

住 所

氏 名印

びじっと

名称 一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

住所 横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F

代表理事 古市 理奈